

かけはし

令和5年度 富士市立今泉小学校
—学校教育目標— 7月号
「やさしく たくましく」

令和5年度
重点目標

わたしもだいじ あなたもだいじ みんなだいじ

校長

アルファベットの略称

6月19日から水泳学習が始まり、プールから元気な子供たちの歓声が聞こえてきます。先月のPTA奉仕作業できれいにしていただき、気持ちよくプールを使用できています。

ところで、PTAは「Parent-Teacher Association」の頭文字をとって略称としたものです。最近、アルファベットによる略称を多く見聞きするようになりましたが、略称を聞いただけでは何のことか分からないものもあります。よく聞く略称を紹介するので、知っているものもあると思いますが、どのような言葉が略されているのかご覧ください。

- ・SDGs…Sustainable Development Goalsの頭文字（+最後のs）
→国連が定める「持続可能な開発目標」、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットで構成されている
- ・PDF…Portable Document Formatの頭文字
→アドビ社が開発した電子文書の規格。誤操作などで編集されにくい、印刷時と同じ状態を確認できる、きれいで見やすいという特徴がある。
- ・ICT…Information and Communication Technologyの頭文字
→情報処理や通信技術に関する総称、「IT」と比べるとネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視している
- ・AI…Artificial Intelligenceの頭文字
→いわゆる人工知能、辞書的な定義では「学習・推論・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピューターシステム」（大辞林 第三版より）
- ・DX…Digital Transformation（デジタル トランスフォーメーション）
→企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（経済産業省ガイドラインより）



これからの時代を生きていく子供たちには、正式な名称は別として、それがどのような内容を表しているかを、必要に応じて学ばせていきたいと思えます。

富士市子どもの権利条例について紹介します🍀

令和4年4月1日に施行されてから1年以上がたちました。昨年度は、11月20日を「富士市子どもの権利の日」とし、啓発用横断幕の掲示や小学校での出前講座、子供向けクイズ、シンポジウム等のキャンペーンが行われました。子供の権利は、家庭、育ち学ぶ施設、地域や市それぞれによって保障しなければなりません。その趣旨や条例を正しく理解していくために、少しずつ学校だよりで紹介していきます。今回は条例の前文を別刷りで配布するのでご一読ください。

7・8月の予定

日	曜	給食	1年	2年	3年	4年	5年	6年	行事
1	土								
2	日								
3	月								
4	火								
5	水								
6	木								
7	金								
8	土								
9	日								
10	月								
11	火								
12	水								
13	木								
14	金								
15	土								
16	日								
17	月								
18	火								
19	水								
20	木								
21	金								
22	土								
23	日								
24	月								
25	金								
26	土								
27	日								
28	月								
29	火								
30	水								
31	木								

9月のおもな予定

今小 アルバム 2023

今小スポーツ大会 6月1日



今小のみんなのきすなが深まる行事にしようと、児童会の子供たちが主体となって、企画・運営をしました。

笑顔いっぱい体を思い切り動かしている子供たちの姿を、多くの保護者の皆様にご覧いただくことができました。

4年 朝乃山関来校 6月16日

富士で合宿稽古をしていた、朝乃山関をはじめとする高砂部屋みなさんが、今小にサプライズ訪問をしてくださいました。力士さんたちの大きな体に驚いたり、毎日厳しい練習を続けているひたむきさに感動したりと、特別な一日となりました。



「夏休み親子消費者教室」のご案内

親子で楽しみながら消費生活の基礎を学ぶ講座が、富士市主催で今年も開催されます。よろしければ、右下のQRコードから市のサイトにアクセスして、お申込みください。

【講座例】

- ・「牛乳でバターとミルク餅を作ろう」
- ・「ジュース・グミ・アメの色の性質について学ぼう」



自転車に乗るときは

ヘルメットの着用を！

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶることに努めなければならない、自転車を運転する児童や幼児の保護者は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされています。

本校の学区は、交通量が多く、未熟な運転の小学生が自転車で走行するには非常に危険な環境です。お子様が自転車で出かけるときは、必ずヘルメットを着用するよう、声掛けをお願いします。